

# 東山御文庫に残された足利義政女房奉書について

— 文明十五年度の遣明船と取龍首座とに関する一史料 —

末柄豊

## 一 『雑々文書』

東山御文庫に収蔵される史料のうち勅封三十五甲函は、諸寺文書の函といふべきものである。小倉慈司の手になる労作「東山御文庫マイクロフィルム内容目録(稿)(一)」<sup>(1)</sup>によると、同函に収められているのは、(2)惣在庁文書(四通)、(3)石山寺文書(八点)、(4)常照寺文書(六通)、(5)本願寺文書(九通)、(6)大徳寺文書(一九点)、(7)知恩院文書(二通)、(8)長講堂文書(一通)、(9)諸寺雑々文書(三通)、(10)仁和寺文書(二八点)、(11)金戒光明寺文書(二通)、(12)誓願寺文書(二点)、(13)妙顕寺文書(二点)、(14)二尊院文書(二通)、(15)香衣綸旨案等(二三通)、(16)尊星王法次第勘例(三通)、(17)石動山文書(九通)、(18)大覚寺文書(四点)、(19)善通寺文書(五点)、(20)醍醐寺文書(一八通)、(21)雑々文書(五四通)、(22)平等寺文書(一点)であり、主として京都とその周辺の寺院名を冠した文書群からなっていることがわかる。

このほか、勅封三十五乙函および勅封五十甲乙両函の三函も、諸寺文書の函とみるべきものである。これらの函に収められた文書の大半は、中世なかんずく室町時代中後期のもので、諸寺から朝廷に提出された上申文書の正文、あるいはその副進文書、さらには朝廷が諸寺に充てて発給した文書の土代・案文(正親町天皇自筆のものが少なくない)などが多い。そして、これら寺院の名を冠して

まとめられた括りは、さきに『鴨社文書』(勅封百二十二函)を全文翻刻した際に解題のなかで述べたとおり、江戸時代前期になされた整理によって形成ないしは変更されたものであり、中世における現用文書としての管理形態をそのまま継受しているわけではなかった。

だとすれば、(21)雑々文書とは、その名称から推して、諸寺ごとに関連文書を整理していく過程で、「その他」に分類されたものを取りまとめた括りであったと考えられる。具体的にそこに収められている文書を確認することで、この点について確認してみたい。

たとえば、上人号に関する文書がある。

大法師海尊申状(勅封三五甲一二一〇)

大法師海尊謹申

上人号事

右、海尊久断十穀、於東八箇国、神社仏寺荒廢之所々、多以終修造之工事、無其限候、次又法華経八万四千部読誦之誓願、接衆僧連々令満課訖、於坂東無隠者也、忝蒙上人号、弥為奉致天長地久之御祈禱、謹言上如件、

永正五年三月 日

某仮名消息(勅封三五甲一二一一六)

上人かうは、いつくにてもこうりうをいたし、一かとしるしある物ならてはなされ候はぬ事にて候、たゞしよこくをありき候など、うつゝなる物はなされ候はぬ事にて候、よく御たつね候へく候、いつくにても所をさしたる物なり候事にて候、御れいの事は、御心さしたひの事にて候、いかさましきしにはさたまりたる事あるへく候、よく御ふんへつ候て、おほせ事候へく候、かしく、  
〔奥書〕  
〔永祿二〕  
〔八月十七日〕「御返事まいらせ候、」

前者の申状は、永正五年（一五〇八）三月、東国の各所において寺社修造および法華経読誦の活動に携わっていた海尊という十穀聖が上人号を望んだものである。後者の仮名消息は、奥上に正親町天皇自身の筆にかかると思しき年月日が増えられており、永祿二年（一五五九）八月、何者かが同天皇からの質問に対して回答したものであったと考えられる。ここでは、上人号について、寺社の興隆に関して顕著な功績をあげた者に対し、寺社を特定したうえで与えるべきだということが述べられている。いずれも、特定の寺院の名の下に分類することのできない文書だといつてよい。

一方、つぎのような文書もある。

申 文案（勅封三五甲二二一九）

申 大僧都 大法師尋憲（大乗院）

天正二年八月廿一日、大乗院被申、勅許、書出（尋巴）中山頭中將也、

申 大安寺別当之事

大——尋憲

申 西大寺別当之事

（少）小僧都孝誉（東林院）

大安寺・西大寺此両寺之別当修南院僧正光尊、去十八死去、

同日

筆跡から推すに、天正二年（一五七四）八月、正親町天皇自身が三通の申文を

写し、覚書を加えた手控えだとみられる。修南院光尊の示寂によって、同人の帯していた大安寺および西大寺の別当職が闕となり、わずか三日後に大乗院尋憲（当門主尋巴の附弟）・東林院孝誉（大乗院門下の院家）の兩人がこれを望んで許されたこと、あわせて尋憲が大僧都に直任したことになるのである。三十五乙函に興福寺文書や西大寺文書の括りがあるにもかかわらず、ここに収められたのは、大安寺・西大寺の両寺名が並立して記され、一寺の名の下に分類することがためらわれたからであろう。

また、つぎのような文書もある。

智光書状（勅封三五甲二二一七）

今度者、依御馳走、愚老参内本懐令存候、随而当寺者、為勅願所、御宇多院・後醍醐天帝以来、御折法・御受戒等、雖為異他靈場、錯乱付而、寺家既断絶之条、歎敷為躰候、此御被成御入魂、於精舎再興成就者、尤可忝之旨、衆望此節候、然者、特天長地久・御願円満之趣、弥可奉抽丹精候、偏奉頼令存候、恐惶謹言、

五月八日

智光（花押）

勅修寺殿 人々御中

智光という僧が、勅修寺家の者の周旋によって参内を果たしことを謝するとともに、後宇多・後醍醐両天皇以来の勅願所である「当寺」の堂塔再興への協力を依頼したものである。具体的には、堂塔再興を命じた論旨の発給を求めているものと思われる。智光については不詳で、「当寺」がどの寺院をさしているのかもわからない。おそらく、この書状がここに収められたのも、「当寺」がどの寺院であるかが不明だったためであろう。

このようにみえてくると、『雑々文書』というまとまり自体には格段の意味を見出し得ないが、そこに収められた個々の文書は、正しく禁裏に残されるべきものであり、室町時代中後期から安土桃山時代における朝廷の様相をよく伝えていいるといふことができるように思われる。

## 二 「ほ」の奉じた女房奉書

この『雑々文書』のうちに、二紙からなる散らし書きの仮名消息(勅封三五甲一二一六)一通が存在している。まずは、釈文を掲げておこう。

(端裏紙)  
「文明十八七々」

昨日の文々さんに入て候、たうせん(の)の事、れうしゆそときやくしゆとくしにより候て、御ふねともをそくつき候ほとに、くしの事は、京にて御きうめい候はんする、いつれにまつく御ふねをいそきつけ候へと、大内かたへも、れうしゆそかたへも、御下ちをなされ、しせつをくたされ候所に、れうしゆそふしきのくわたてけんきやうし候て、御ふねなんきにおよひ候ほとに、りやうこさ・きやくしゆいのちをすて候て、御ふねをむりにいたし候所に、風よく候て、するくつき候事にて候ほとに、こなたへまいり候はんするふんをは、おほせつけられ候てめされ候はんするにて候、その御所さまよりれうしゆそにおほせあわせられ候御事は、こなたには、なにをもしりまいらせられ候はす候、さいわぬれうしゆそ(×)候てのにもつをおろしとり候て、いつくにもありけに候へは、おほせられ候てめされ候へき物をはしん(な)うさせられ候へと、思ひまいらせられ候よし、御心え候て御ひろう候へく候よし、申とて候、返くれうしゆそくわんたみのくわたてくせ事に候よし、申とて候、かしく、

(切封ウハ書) (の丸)  
「たれにても□御局へ(まいる)申給へ ほ

端裏に記された年月日は、受け取った側で加えた端裏書とも考えられるが、さしあたり発給者の加えた端裏銘だと考えておく。文明十八年(一四八六)七月七日のものであるから、時の天皇は後土御門天皇である。

裏紙の奥に位置する切封上書の下部に「ほ」の一字が記されており、この文字を以て略記される女房の手になるものだと考えられる。そして、本文の末尾近くに、「申とて候、」という、上位者から伝達を命ぜられたことを示す文言が見

出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という禅僧の名のみえることが、この文書が諸寺文書の函に収められた理由であろう。切封墨引が存在し、本紙の端には切紐の痕跡が確認できるので、封じられていたことが知られ、土代や案文ではなく正文とみてよさそうである。禁裏に残された文書であるから、天皇の意を奉じた女房奉書だと仮定すれば、一旦封じたのちに発給をとどめて控えとして保管したということになるが、その可能性は低い。だとすれば、禁裏に対して自ら筆を執ることなく女房を通じて意を伝えていることから判断して、天皇に対峙し得る最上級の貴顕の意を奉じたものということになるはずである。そこで、内容を具体的に検討し、何者の意を奉じた女房奉書なのか、そして「ほ」とは何者であるかを明らかにしてみたい。

内容の検討に入るに際し、理解の便宜をはかるため、漢字仮名交じり文に改めたものを提示し、そのうえで逐語訳を施すことにする。

昨日の文見参に入て候、唐船の事、龍首座(取龍)と客衆と公事により候て、御船共遅く着き候程に、公事の事は、京にて御糺明候はんする、いつれに先づ御船を急ぎ着け候へと、大内方(政弘)へも、龍首座方へも、御下知を成され、使節を下され候所に、龍首座不思議の企て現形し候て、御船難儀に及び候程に、兩居座(肅元寿殿・東陽光忠)・客衆命を捨て候て、御船を無理に出し候所に、風よく候て、するすると着き候事にて候程に、此方へまいり候はんする分をば、仰せ付けられ候て召され候はんするにて候、その御所様より龍首座に仰せ合わせられ候御事は、此方には、何をもしりまいらせられ候はず候、幸ひ龍首座公方の荷物を下ろし取り候て、何処にも有り氣に候へば、仰せられ候て召され候べき物をば進納させられ候へと、思ひまいらせ候由、御心得候て御披露べく候由、申とて候、返す返す龍首座緩急の企て曲事にて候由、申とて候、かしく、

誰にてももの御局へ(まいる)申給へ ほ

以下、逐語訳を行う。昨日の手紙は(当方の主人の)御目に懸けました。唐船

のことで、龍首座と客衆（便乗を許可された貿易商人）との訴訟のために、船団の到着が遅延しましたので、「訴訟については、京都では是非を明らかにさいます。何はともあれ船の到着を急ぎなさい」と、大内の側にも、龍首座の側にも、ご命令になり、使節を下されましたところ、龍首座が不穏な行動を見せまして、船は危機的な状況に陥りましたが、二人の居座（勘合船経営者の代理人たる禅僧）と客衆とが死ぬ思いで、船を無理に出したところ、風にも恵まれて、順調に到着いたしましたので、こちらに来るはずの分を、命令なさって持つて来させようとしています。そちらの御所様から龍首座にお約束になられたことは、こちらとしては、全く存じ上げていらつしやいませ。幸いにも龍首座は公方の積荷を勝手に降ろして、どこかに隠しているようですので、ご命じなさって持つて来させるはずの物を納めさせたらいかげすかと、存じておりますことを、お心得になってご披露して下さいということを、伝えよとのことでした。それにしても、龍首座の不埒な振舞いは怪しからぬことだと、伝えよのことでした。かしく、どなた様からでもお伝え下さい。ほ。以上である。

あたかも、端裏銘の日付を三日遡る文明十八年七月四日、明から戻ってきた船団が和泉堺に到着している。<sup>(3)</sup> 女房奉書にいう「たうせん（唐船）」とは、渡唐船つまり遣明船に他ならない。この船団は、子璞周瑋（夢窓派華藏門派）を正使として、文明十五年に堺を出発したもので、幕府船である一号船および三号船と、遣明船史上空前絶後の内裏船であった二号船と、あわせて三艘からなっていた。<sup>(4)</sup> 正使子璞が同十七年七月一日に寧波で客死するという事態が生じたもの、無事に交易を遂げて、遅くとも同年十二月中旬には肥前五島奈留浦に到着していたことが知られる。<sup>(5)</sup> ところが、奈留浦から堺に至るまでの国内の航路に半年以上を費やしてしまったのである。

この大幅な遅滞の理由について、まずは右の女房奉書を離れ、幕府の枢要にあつて遣明船の庶務にも関与していた蔭涼職亀泉集証の日記『蔭涼軒日録』によつてこれを探ってみることにしたい。そのうえで、そこから明らかになった経

緯と先の女房奉書のいうところとを照合することで、先の女房奉書の性格を見定めたいと考えている。

### 三 『蔭涼軒日録』から

文明十七年十二月十九日、幕府船の居座である肅元寿厳（夢窓派靈松門派）および東帰光松（聖一派三聖門派）の両名から、五島奈留浦への着岸および正使子璞の客死を報告する注進状が亀泉集証の許に届いている。その際に使僧は、航路についても問い合わせてきた。すなわち、従来どおりに九州・四国の南側を廻るのであれば（南海路）、来年の四月か五月になってしまいが、瀬戸内を経るならば（中国海路）、正月末には京着できるだろう、というものであった。<sup>(7)</sup>

同二十四日、亀泉は、遣明船の帰朝および子璞の客死について、東山殿足利義政に直接報告したが、航路の問題については、義政近侍の女中申次堀川局（初名新兵衛督局）に私的に伝えるにとどめた。亀泉自身の見解は、備後から播磨にかけての東瀬戸内海沿岸地域の争乱状況にかんがみ、南海路を是とするもので、堀川局が自らの判断で義政に伝えたところ、義政も同じ意見であったという。しかしながら、政所執事伊勢貞宗および鎮西異国奉行飯尾元連が中国海路を支持したため、瀬戸内海を経由することに決し、使僧にその旨が伝えられている。

この際の居座両名に対する返事は、翌文明十八年正月五日、亀泉から京郊西山の天源院（居座の一方肅元の居所）に送付されており、同月中旬には五島まで到達したと思われる。だとすれば、遣明船は瀬戸内海を航行し、遅くとも二月上旬までには堺へ到着すると予想されるのだが、実際には一向に五島から出発しなかった。そこで、四月二十一日、義政は飯尾兼連（元連の子）を通じて、上洛を督促するため九州に赴く使節の候補を推挙するよう、亀泉に対して指示を出している。同二十五日、亀泉が候補にあげた厦屋永岬（夢窓派永泰門派）および心月梵初（夢窓派慈濟門派）の両名のうち、厦屋が義政によって使節に選定された。厦屋は一旦固辞したものの、二十八日には、大内政弘および肥前平戸の松浦

弘定に幕府から敵命を加えることを条件として受諾に至る。結局、弘定に対しては伊勢貞宗の書状を、政弘に対しては義政の御内書を発給することになるが、両通が揃ったのは五月十八日のことであった。

この間の五月三日、遣明船に乗っていた歎甫（子璞の法兄明允等洵の弟子か）が、子璞の死後にその役割を引き継いだ圭甫支璋（子璞の弟子）の使者として上洛し、圭甫および「南昌竹所」の書状を携え、心月に伴われて亀泉の許を訪れている。「竹所」の謂は不詳だが、「南昌」とは二号船（内裏船）の居座である南昌庵こと取龍首座に他なるまい。心月は、同七日に再度亀泉を訪れ、圭甫に充てて国書を護持して帰洛するように命じる奉書を出し、同人が正使代であることを公的に確認して欲しいと述べている。そして、この奉書も厦屋に手交された。

義政の御内書等を受け取った厦屋は、同二十日に京都を發つことを予定していたが、細川政元から被官安富元信を通じて九州下向の延期を指示され、出発を中止してしまった。細川京兆家は厦屋の居所相国寺普広院の檀那であり、厦屋にとって政元の指示は、幕閣の有力者の意向といふにとどまらない意味を有していた。義政の意を承けた伊勢貞遠および飯尾兼連は、政元の後見といふべき位置にあった細川典厩家の政国に対して周旋を依頼し、政国は政元の説得を試みた。その結果、同二十四日、厦屋は京都から西に向けて旅立っている。

その後、同三十日には、大内政弘の在京雑掌競秀軒東周興文の使者秀嚴が亀泉の許を訪れ、文明十四年に遣明船に関して義政が政弘に与えた御内書を提示している。これは、遣明船は古来より大内氏の官掌するところであったにもかかわらず、今回のそれ（文明十五年度の遣明船）では、堺から船を調達し、取龍が全般を取り仕切ったので、次回以降については大内氏に官掌させることを保証したものであった。大内氏以外に遣明船の派遣を企図する者が存在することを仄聞し、保証の確認をうけるため、かかる提示に及んだのだという。

六月一日、居座兩名からの注進状が届き、五月十二日に肥前平戸を出港し、翌十三日筑前「安威島」（相島、現在は藍島と表記、小倉港の北西響灘に所在）に到着し

たと報告してきた。同日、厦屋はまだ堺にあって、このまま待機すべきか、西に向かうべきかを問い合せている。翌日、亀泉が兩条を披露すると、義政は、遣明船が出航したことを喜び、厦屋にはすぐに出発して途中で船団と合流するようにと命じた。六月十三日、亀泉は義政に対し、遣明船が長門赤間関まで到達して帰洛の近いことを述べ、あわせて、厦屋の下向についても、興文が予め伝達したので、政弘が周到に準備しているようだと語っている。

七月三日、同じく注進状が届き、五月十八日に赤間関に到着し、六月一日に政弘との対面を果たしたと、ついで周防大島にしばらく滞留し、そこで厦屋と合流したこと、海上には海賊が多数認められることなどを伝えてきた。そして七月六日、厦屋と居座兩名による連署の注進状によって、同四日によりやく堺に到着したことが報告されたのである。

しかし、その後も問題は続いた。同七日、心月が圭甫の書状を帯して亀泉を訪れ、密かにつぎのように語っている。

（歎甫・喜）喜侍者上洛事、依龍首座公事如此、然者、璋書記・喜侍者之荷物等可押取之由、客衆皆同心企之、雖然自璋書記方致調法、先属無為、自然時者可得其意之由云々、

さきに歎甫が上洛したことは、取龍の訴訟に由来するものであった。そのため、圭甫・歎甫兩名の荷物を強奪しようと、客衆が揃って画策したが、圭甫が調整を試み、ひとまずは無事に済んだ。もしものがあつた場合はよろしくご承知置きいただきたい、という意味であろう。上陸直後、客衆に不穏な動きがあつたことが窺われる。

さらに同十一日、新たに厦屋の注進状が届いて義政へ披露に及ぼうとしたが、女中申次冷泉局が伊勢貞遠と相談し、その披露を拒んで、つぎのように述べた。

客衆中江被仰出子細有之、以故厦屋方江被成御内書、為上使可被相触于客衆也、故上使事伝彼台命於客衆中、以後可有帰洛也云々、

客衆に命ずべきことがあるから、厦屋に御内書を出したのである。上使から

客衆に命を伝えなくてはいけない。上使としての仕事を果たし、それから帰京するがよからう、と。厦屋の使節としての最大の任務は客衆に幕府の命令を伝達することであり、堺入港後においてもそれが果たされていなかった、というわけである。

十三日には居座兩名からの注進状があり、公物（朝貢の回賜品および幕府名義の交易による輸入品であろう）を運上するため、淀川経由であれば畠山義就に、陸路であれば細川政元に対して警固を命じて欲しいとの申請がなされた。これに対する義政の指示は、貞宗と相談せよとのことであり、亀泉はすぐさま貞宗邸に赴いている。貞宗は、自分の許にも同内容の注進状が届いたが、公物の員数を載せておらず、再提出を求めようと思うと述べ、亀泉も基本的には同意した。その後、十七日に再度注進状が届いているが、これについては内容・対応ともに記されていない。『蔭涼軒日録』は、同年の八月から十月までの記事が失われているので、以後の経過は不明となる。

以上、『蔭涼軒日録』によって、文明十五年度の遣明船が帰洛に至る過程をトレースしてみたが、この遅延に複雑な背景のあったことは十分に察せられたであろう。つぎに右の経緯を整理し、そのうえで先の女房奉書との照合を試みたい。

#### 四 取龍と客衆との対立

まず、遣明船が帰洛する過程で障害になった事由の一つが、航行上の懸念であったことは疑いを容れない。舶来の高級品と現錢とを満載する遣明船の航行は、嚴重の上にも嚴重を期する必要がある、航路にあたる地域の治安に関する不安が遅延の要因になることは理解しやすい。ただし、中国海路を提案したのは居座兩名の側であり、幕府としての支持さえ得られれば十分な成算を有していたはずである。したがって、文明十七年十二月二十四日に幕府が中国海路を是としたことで、遅延の要因としては後景に退いたかに思われる。しかしながら、翌年五月、九州使節厦屋が下向する際、松浦・大内両氏に対して幕府とし

て厳命を出すように求めている点から推すならば、航行上の懸念と他の問題とが密接につながっていたと考える余地が残る。

そして、遅延に関する最大の要因は、乗員の内部対立であったとみられる。亀泉はこの件について詳細を書き記していないが、五月三日に正使代圭甫の使者として上洛してきた歎甫は、取龍の書状を持参しており、七月七日に心月が述べたとおり、上洛の主目的は取龍の訴訟にかかるものであった。

取龍は、堂上貴族甘露寺家に出自を有する（房長の息、親長の弟）禅僧で、堺北荘に南昌庵という寺庵を構え、文明八年度と今回のあわせて二度の遣明船に乗船した人物である<sup>(9)</sup>。特に、今回の遣明船では、内裏船である二号船の居座をつとめたのみならず、堺商人との緊密な関係を生かし、幕府船を含めた遣明船全体の経営に主導的な役割を果たしたことが伊藤幸司によって指摘されている<sup>(10)</sup>。

歎甫は、取龍の訴訟を幕府に達すべく上洛したために客衆の報復の対象になりかけたのであるから、取龍の訴訟の相手は客衆であったと判断される。さらに、堺到着後においても、上使としての使命が客衆に幕府の命令を伝達することだと指摘されている点からみると、幕府が九州使節として厦屋を派遣したのは、取龍と客衆との対立によって、帰洛の遅延をはじめとする種々の問題が生じたために、対立を一旦収めることを目的にしていたと考えてよいだろう。

両者の対立を伝える史料としては、このほかにも、堺に到着してから十箇月後（文明十八年は閏十月がある）のものであるが、『大乘院寺社雑事記』文明十九年四月十二日条をあげることができる<sup>(11)</sup>。

（指田信次）  
一、泰九郎昨日自堺罷上、無殊事云々、但南庄庵<sup>(昌)</sup>小庵<sup>(居)</sup>、卜南庄地家唐船事有之、大儀之公事也、南庄庵方ハ物部以下、南庄方ハ香西也、

指田信次（幼名愛千代丸、一時岩付名字を名乗る）は、元服前から大乘院門跡に祇候し、奈良と出身地の堺との間を頻繁に往還しながら、『大乘院寺社雑事記』の記主である大乘院門主尋尊に和泉・河内両国の事情を伝えることの多かつた者である。ここでも奈良に戻り、堺の情勢を伝達している。堺では特に変わったこ

とはないが、あえていえば、居座であった南昌庵取龍と堺南荘の地下とが遣明船について揉めており、大きな訴訟になっている。取龍の背後には上原賢家等がおり、南荘の背後には香西がいる、という意味である。堺南荘の地下とは商人に他ならず、遣明船上にあつては客衆ということになる。結局、取龍と客衆との対立は、堺到着から十箇月を経ても解決できなかったのである。上陸後も訴訟が継続していることから、そこでの争点は客衆の経済的な負担の多寡にかかるともあつたと推測されるが、具体的には不明というよりほかない。

いまひとつ注目したのは、取龍の背後に細川京兆家の有力被官上原賢家が存在するという点である。客衆の背後にあつた香西も同じく細川京兆家の被官ではあるが、堺北荘の代官として現地にあり、<sup>(12)</sup>同地の商人との間に強固な関係を有していた。それゆえに客衆を後援したことが想像に難くない。一方、賢家は、文明十四年に丹波守護代に就任した子息元秀を後見し、細川京兆家のなかで枢要に位置する存在であつた。<sup>(13)</sup>かかる人物が取龍を後援していることと、さきにもたように、細川政元が師檀関係を横杆として九州使節厦屋の出発の遅延をはかつたこととの間には、連関を想定することが許されるかも知れない。

すなわち、政元は、帰洛する遣明船が中国海路を経由することで、今後の遣明船に対する大内氏の影響力の増大を危惧していたはずである。そこで、使節の出発の遅延をはかり、遣明船の帰洛を遅らせて、南海路経由へ変更することを目論んでいたのではないかと考えてみたい。細川京兆家と政治的な立場が近い赤松氏に有縁の亀泉（俗姓は赤松氏被官後藤氏）が南海路を是としたことも無関係ではないように思われる。このように考えると、取龍は細川京兆家の意を汲みつつ、帰洛を遅延させる方向で活動していたのではないかと想定に至る。

ここで先の女房奉書に立ち返ってみよう。龍首座とは取龍に他ならず、遣明船の帰洛が遅延した理由は、取龍と客衆との訴訟にあつたことが冒頭に記されている。ついで、訴訟は京都に戻つたあとで裁決するので、帰洛を急ぐようにと、大内および取龍に命ずるために使節を下したとある。したがって、「ほ」が

意を奉じた主人とは、九州使節厦屋を派遣した主体に他ならず、足利義政であつたことが明らかである。使節の発向に対応するかのようになり、取龍が策謀を廻らして出航を阻止せんとしたもの、幕府船の居座兩名と客衆とが協力し、生命を賭して出航したと述べている点は、取龍が帰洛を遅延させる方向で活動していたという右の想定と合致する。

さらに、幕府船の居座兩名と客衆とが協調して取龍と対峙したとされることは、中国海路を積極的に提唱したのが居座兩名であつたことや、正使代圭甫が取龍の訴訟のために歛甫を上洛させたこととも考え合わせる必要がある。すなわち、通交（象徴的には国書）について責任を負う正使（この場合は正使代）と、貿易の経営について責任を負う居座とでは、同じく遣明船上にある幕府の官員とはいいながら、必ずしも立場を同じくせず、事態における対処を大きく異にする場合があつたということである。

また、「大内方へも、龍首座方へも、御下知を成され、」という表現は、取龍と客衆との対立の他に、大内政弘と取龍との間にも対立関係が存在していたことを示唆してくれる。この対立については、取龍が文明十五年度の遣明船全体の経営にどのように関与していたのかという点を想起すれば十分に得心がいく。取龍と大内氏との関係について最も端的に記述している『親長卿記』文明十四年九月十五日条を掲げよう。

渡唐船勘合一合船、三合船、今日被渡龍首座、（取龍）就御山庄被仰付大内左京大夫、（甘露寺親長）政弘、（甘露寺親長）雖然申子細、仍被仰龍首座、子細有條々、

遣明船の勘合のうち一号船・三号船二艘の分が、今日、自分（甘露寺親長）の弟である取龍に交付された。東山山荘の造営に關連して大内政弘に交付される予定だったが、条件面で折り合うことができず、取龍に与えられたのだ、という意味であろう。興文の使者秀敏が亀泉に提示した御内書は、この改変をうけて発給されたものであつた。すなわち、政弘にとつて取龍とは、既得權益を犯した敵ともいえる存在だったのである。したがって、取龍自身にも中国海路を忌避す

る理由があり、取龍の側から政元に働きかけていた可能性も皆無ではなからう。以上、女房奉書の記載と『蔭涼軒日録』をはじめとする既知の史料と照合することで、取龍と客衆との対立の過程において、取龍が遣明船の帰洛を遅延させる方向で活動していたことが明確になったといえる。つぎに、この女房奉書の記載の後段について少しく検討を加えたい。これは、取龍と禁裏との関係を確認することを通じて、この女房奉書が実質的に天皇に充てられたものであったという、最初に示した仮説を検証することにもなるものである。

## 五 義政の女房奉書の持つ意味

取龍が文明十五年度の遣明船において、幕府船である一号船・三号船の勘合を取得したことについては、右にみたとおりで、内裏船である二号船の居座であったことにも触れた。つまり、取龍は三艘すべてに関係していたのである。『鹿苑日録』明応八年（一四九九）八月六日条は、記主景徐周麟が東帰光松（文明十五年度の遣明船では幕府船の居座の一方）から遣明船について種々聞き取りを行った記事を取めており、研究史上注目されてきたものであるが、そのなかにも以下のようにみえている。

又曰、慈照相公遣一号・三号之船、以子璣（周麟）為正使、二号者内裏船也、甘露寺龍首座所請也、以故一号・三号变太内之約、以付之於界之商人、以造船、商人預約以一艘四千貫之抽分錢（シケンゼン）為請也、帰朝之日出四千貫、并八千貫献焉、然而一艘三千貫文可也、四千貫則難償者也、其時龍首座与界之者□臨、故互相訴、故八千貫恐而出焉、

二号船は内裏船で、取龍が請負っていた。そのために一号船・三号船も大内氏との先約を改め、堺の商人に請負わせた、というのである。すなわち、取龍は内裏船を請負ったことを契機として、幕府船にも関係するに至ったのであり、最も深く関与していたのは内裏船であった。取龍が遣明船史上唯一の内裏船の派遣を実現し得たのは、伊藤幸司が指摘するように、甘露寺家出身という出自

に依拠する部分が大きかった。そのような事情を反映し、俗兄甘露寺親長の日記『親長卿記』文明十五年五月三日条には、内裏船の請負に関する具体的な内容（ただし一部であろう）が記されている。これは、京都と堺とを往反しながら遣明船の準備をすすめていた取龍が、渡航が迫って堺に向かう際の記事である。

龍首座今日下向泉州、自禁裏御詔物注文、載請文進上之、次帰朝之時六万足可進上之由、同載請文了、千貫可進上之処、万五千足先年被借召了、仍為三（取龍）相陪分引給之、相残進上也、民部卿返事在之、（白川忠富）

取龍は今日和泉に下向する。禁裏の御調達にかかる輸出品のリストおよび帰朝時に六百貫文を進上する旨を請文（誓約書）に記して提出した。千貫文を進上するはずなのだが、先年百五十貫文を取龍から借用なされたので、その三倍分を差し引きさせてもらい、残りを進上するのだ。（15）これについて白川忠富から返事があつた、ということである。忠富は、後土御門天皇の随一の近臣であり、その返事とは、取龍の請文について天皇自身が諒解の意を示したものだともみてよい。輸出品のリストと六百貫文の進上とが対応しているのので、ここで取龍が提出した請文は、禁裏名義による交易だけを対象にしたものであつたと考えられる。出航が近づき、品物が揃って確定されたことで提出に至つたのであろう。おそらく、取龍はこれ以外にも、請負契約の最初の段階において、抽分錢についての請文を提出していたはずである。その金額は不明だが、東帰の証言によつて幕府船の事例を参照するならば、少なくとも三千貫文に及んだのではないかと推測される。つまり、取龍は帰朝後に複数の名目で膨大な錢貨を禁裏に献ずることを誓約していたわけである。

ここで先の女房奉書の後段に立ち戻ってみよう。遣明船が帰着したので、当方（幕府）に進納される分の確保をはかつているが、「その御所様」から取龍に約束したことについては関知していない、と告げている。相手方をさす表現が「その御所様」であり、それに対して、義政自身の側については「こなた」と記していることに注目したい。文明十四年に義政の意を承けて飛鳥井雅親（入道前



権大納言に充てられた女房奉書においては、義政自身を「この御所」と記している<sup>(17)</sup>。それと比べてみると、自らを「こなた」と表現せざるを得ない相手である「その御所様」は、入道准三宮前左大臣の義政よりも上位に位置する貴顕だと考えざるを得ない<sup>(18)</sup>。そして、禁裏と取龍との間に遣明船帰着後に果たされるべき契約が存在していたことを考え合わせるならば、「その御所様」とは天皇に他なるまい。女房奉書の実質的な充所は、やはり後土御門天皇だったのである。

つづけて義政(の意を承けた「ほこ」は、「幸ぬ」取龍が「公方の荷物」を秘匿しているようなので、そこから進納させたらよからう、と述べる。「幸ぬ」の語は、もちろん皮肉に他ならない。「公方の荷物」とは、第一義的には朝貢の回賜品を指すものである。あるいは、幕府さらには禁裏名義の交易による輸入品をも含んでいるかも知れない。ともあれ、取龍が不当に秘匿した輸入品によって、取龍の差配で受取るはずだった取り分を確保すればよからうと、天皇の依頼に対して突き放した回答を行ったものだと解することができる。

「昨日の文見参に入て候、」という書き出しから知られるように、この女房奉書は、天皇から義政に対する手紙(女房奉書であろう)の返事であった。端裏銘に記されている七月七日という日付に注目すると、客衆が圭甫・歆甫の荷物を強奪しようとはかった直後であり、厦屋が幕府の命令をいまだ伝えられぬままの状態であったことが想起される。おそらく、客衆は、取龍に関係のある荷物の抑留、さらには抽分銭の負担の拒否などの動きを示したであろうから、取龍が居座をつとめた内裏船においては、経営者の側が積荷や得分を予定どおりに確保することが困難になっていたに違いない。そこで、取龍から禁裏に連絡をとり、天皇から義政に対して内裏船の積荷・得分の確保についての協力を依頼したのが「昨日の文」だったのでなかろうか。

そして、その回答として出された先の女房奉書は、皮肉を交えつつ協力を拒絶するものであった。そのうえ、締めくくりでは、取龍の行為の不当さを指摘し、非は取龍と結んだ禁裏にあることを強調しているかのようである。ただし、こ

こで義政自身の手になる消息ではなく、女房奉書という間接的な文書様式が選ばれたことは、単に女房奉書に対する返答であったという理由だけでなく、かかる厳しい姿勢をおおやけにせず、内々で収めようとする意思を込めたものであったようにも思われる。女房奉書とは、緊張を含みながら対峙する関係のなかで、緩衝材ともいえる働きを持ち得るものだったのでなかろうか。

遣明船の堺への到着をうけ、取龍と客衆との対立のさなか、内裏船の積荷・得分の確保をめぐる天皇と義政との間で交渉が持たれたという事実は、管見の限りでは、この女房奉書以外に痕跡を見出すことができない。たとえば、この女房奉書が出された文明十八年七月七日の『御湯殿上日記』をみると、禁裏における七夕の御祝以外について触れるところがない。さらに、同九日には室町殿足利義尚から七夕に際して花瓶を贈られた返礼に花瓶を贈ったことが、同十二日には義政から瓜百箇を贈られたことが記されており、幕府との間に齟齬のあった影響は窺い知れない。この文書を含め、室町時代中後期の禁裏において蓄積された史料を厩大に残している東山御文庫収蔵の史料は、中世の原秩序が保たれていないという憾みはあるが、多様な研究において活用し得るものであることをあらためて強調しておきたい。

以上、東山御文庫所蔵史料勅封三十五甲函のうちの『雑々文書』に収められた足利義政女房奉書について検討を加えてきた。最後に、奉者の「ほ」とは何者であるかという点を確認しておこう。義政に近侍して「ほ」の文字を以て略記され得る女房としては、すでにみたとおり、女中申次として『蔭涼軒日録』などに頻出する堀川局が存在する<sup>(19)</sup>。堀川局がこの案件に限らず遣明船の庶務に関与していたこと、あるいは義政の意を承けて「一行」を出していたことは、いずれも『蔭涼軒日録』に所見がある。また、文明十四年三月、まだ新兵衛督局といたった頃に奉じた女房奉書が案文ながら確認できる<sup>(20)</sup>。さらに、他に「ほ」の文字を冠する女房もいない。以上を勘案するならば、「ほ」とは堀川局であったと考えて誤りないわけである。

〔註〕

- (1) 小倉慈司編「東山御文庫マイクロフィルム内容目録(稿)(一)」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』一輯「思文閣出版、二〇〇三年」所収)。
- (2) 末柄豊「東山御文庫所蔵『鴨社文書』」(科学研究費補助金研究成果報告書『禁裏・宮家・公家文庫収蔵古典籍のデジタル化による目録学的研究』「研究代表者田島公、二〇〇六年」所収)。
- (3) 『蔭軒日録』文明十八年七月四日条。
- (4) 文明十五年度の遣明船に關説する研究は多いが、本稿で検討するところと関係が深く、かつ最新のものとして、伊藤幸司「室町幕府の日明貿易と禪宗勢力―堺における東福寺聖一派と取龍首座―」(同『中世日本の外交と禪宗』「吉川弘文館、二〇〇二年」第一部第一章、初出は一九九八年)をあげておく。それ以前の先行研究については、同論文に拠られるたい。
- (5) 『蔭涼軒日録』文明十七年十二月二十四日条。
- (6) 『蔭涼軒日録』文明十七年十二月十九日、二十日、二十二日、二十四日条。
- (7) 本章の記述は、すべて『蔭涼軒日録』の各日条に拠っている。なお、『大日本史料』第八編之十八、四三二―四四三頁に就くのが捷徑である。
- (8) 同じく觀中中諦の塔所である嵯峨永泰院の檀那も細川京兆家であり、同家と永泰門派とは密接な関係の下にあったことが知られる。東京大学史料編纂所架蔵写真帳『慈照院所蔵史料』六三所収応永八年四月十三日細川満元書下および永享四年四月十七日細川持之書下を参照。
- (9) 取龍については、伊藤前掲「室町幕府の日明貿易と禪宗勢力」のほか、今泉淑夫「江南院龍霄」(同『東語西話―室町文化寸評―』「吉川弘文館、一九九四年」所収)にも詳しい。
- (10) 伊藤前掲「室町幕府の日明貿易と禪宗勢力」。なお、本稿において、伊藤の所説はすべてこの論文に拠る。
- (11) この史料については、橋本雄「永正度の遣明船と大友氏―警固・抽分・勘合から―」(同『中世日本の国際関係―東アジア通交圏と偽使問題―』「吉川弘文館、二〇〇五年」第六章、初出は二〇〇二年)に詳細な検討がある。
- (12) 古野貢「守護としての細川京兆家の権力基盤」(同『中世後期細川氏の権力構造』「吉川弘文館、二〇〇八年」第二部第三章)一八一―一八二頁。ただし、古野が「応仁文明の乱中の堺北荘をめぐる東西両軍の争奪の過程」を示すものとして取り上げた『大乘院寺社雑事記』文明十四年三月十八日条の記事は、応仁・文明の乱終結から三

年半後における両畠山氏の対立について、「畠山義就と同政長との戦闘が予想されるものの、義就も細川政元とは事を構えるつもりはなく、堺北荘には香西が滞留しているので、堺には被害は及ぶまい。ただし、政長自身が出陣して来た場合は、堺に放火する、と義就が述べている。」という堺現地での情勢観測を、指田信次の報告にもとづいて記録したものである。

- (13) 細川京兆家被官上原(物部)氏については、横尾国和「明応の政変と細川氏内衆上原元秀」(『日本歴史』四二七号、一九八三年)、家永遵嗣「明応二年の政変と伊勢宗瑞(北条早雲)の人脈」(『成城大学短期大学部紀要』二七号、一九九六年)に詳しい。
- (14) 遣明船の経営のありようをめぐる、各種の貿易利益や諸経費の様相を知るための重要な手がかりとして多数の研究で言及されている。詳しくは、橋本雄「遣明船と遣朝鮮船の経営構造」(『遙かなる中世』一七号、一九九八年)を参照。
- (15) 百五十貫文の三倍なので、四百五十貫文を差し引いて五百五十貫文を進上する、ということになるはずだが、六百貫文を進上するとあつて齟齬している。取龍が禁裏に對して五十貫文を「おまけ」として加えたのであろうか。
- (16) 白川忠富(のち忠富王)については、明石治郎「後土御門天皇期における伝奏・近臣」(羽下徳彦編『中世の政治と宗教』「吉川弘文館、一九九四年」所収)、末柄豊「宮内庁書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教書案』第一冊、第二冊―附、宮内庁書陵部所蔵壬生本『宣秀卿御教書案』第二冊―」(科学研究費補助金研究成果報告書『室町・戦国期の符案に関する基礎的研究』「研究代表者末柄豊、二〇〇六年」所収)を参照。
- (17) 早稲田大学中央図書館所蔵『飛鳥井雅親自筆來書留並書状案』(東京大学史料編纂所架蔵レクチグラフィ『文案』による)所収の足利義政近侍の新兵衛督局(のち堀川局)が奉じた女房奉書案(『大日本史料』第八編之四十、二九二頁)。
- (18) 北白川宮旧蔵『手鑑』(東京大学史料編纂所架蔵影写本『手鑑』二による)所収の一位御局(日野富子)充後土御門天皇宸筆消息(現在は掛幅装に改められて国立歴史民俗博物館に所蔵されている)では、幕府をさして「その御所」、禁裏を「この御所」と称していることも参照。
- (19) 堀川局をはじめとする義政の女中申次については、藤木英雄『蔭涼軒日録―室町禅林とその周辺―』(そしえて、一九八七年)二二七―二三〇頁を参照。
- (20) 前註17所引『飛鳥井雅親自筆來書留並書状案』所収足利義政女房奉書案。なお、『大乘院寺社雑事記』文明十六年八月二十二日条には、同じく義政の女中申次である冷泉局の奉じた女房奉書が書き留められており、義政の女房奉書が女中申次として知られる複数の女房によって奉じられるものであったことが確かめられる。